

6 会美監第 1 6 号
令和 6 年 8 月 1 4 日

会津美里町長 杉 山 純 一 様

会津美里町監査委員 小 島 隆 一

同 堤 信 也

令和 5 年度会津美里町歳入歳出決算及び基金運用状況の
審査意見書について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、令和 6 年 6 月 3 日付け 6 会美政財第 5 4 9 号で審査に付された令和 5 年度会津美里町一般会計・各特別会計歳入歳出決算及びその関係書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度

会津美里町歳入歳出決算及び
基金の運用状況審査意見書

会津美里町監査委員

令和５年度会津美里町歳入歳出決算審査意見書

第１ 審査の対象

（１）歳入歳出決算審査対象会計

令和５年度 会津美里町一般会計歳入歳出決算

令和５年度 会津美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和５年度 会津美里町介護保険特別会計歳入歳出決算

令和５年度 会津美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和５年度 会津美里町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

令和５年度 会津美里町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算

令和５年度 会津美里町水道事業会計決算

令和５年度 会津美里町下水道事業会計決算

令和５年度 会津美里町永井野財産区特別会計歳入歳出決算

（２）歳入歳出決算事項別明細書

（３）実質収支に関する調書

（４）財産に関する調書

第２ 審査の期間

令和６年７月２９日から８月８日まで

第３ 審査の手続

審査に付された令和５年度会津美里町一般会計、特別会計及び企業会計の歳入歳出決算については、令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで執行されたものである。

審査にあたっては、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、

- ・決算その他関係諸表等の計数は、正確であるか

- ・予算は、議決の趣旨に沿って効率的に執行されているか
- ・会計経理事務は、関係法規に従って適正に処理されているか
- ・財産の取得、管理及び処分は、適正に処理されているか
- ・基金は設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか

を主眼として、関係帳簿及び証書類を照合し、関係職員から必要な資料の提出と説明を聴取するとともに、決算書その他関係書類が法令に適合し、正確かつ適法に執行されているかについて、例月出納検査等の結果も参考にしながら審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係帳簿、その他証書類等と照合精査した結果、誤りがないものと認められた。

予算の執行については、おおむね適正に処理されていると認められたが、後述のとおり一部不適切な事務処理が見受けられた。

第5 審査意見

◇総括

(1) 一般会計及び特別会計の総決算額及び前年度との比較は、次の表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分		令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
一般会計	予算額	13,045,025,562	14,195,479,700	△1,150,454,138	△8.1
	歳入額	12,929,196,557	13,897,635,406	△968,438,849	△7.0
	歳出額	12,045,994,097	13,297,580,524	△1,251,586,427	△9.4
	差 引	883,202,460	600,054,882	283,147,578	47.2
特別会計	予算額	6,230,562,000	6,093,075,000	137,487,000	2.3
	歳入額	6,168,965,237	6,035,787,287	133,177,950	2.2
	歳出額	5,734,749,667	5,534,588,862	200,160,805	3.6
	差 引	434,215,570	501,198,425	△66,982,855	△13.4
合 計	予算額	19,275,587,562	20,288,554,700	△1,012,967,138	△5.0
	歳入額	19,098,161,794	19,933,422,693	△835,260,899	△4.2
	歳出額	17,780,743,764	18,832,169,386	△1,051,425,622	△5.6
	差 引	1,317,418,030	1,101,253,307	216,164,723	19.6

決算総額を前年度と比較すると、一般会計では歳入で968,438,849円の減(7.0%)、歳出で1,251,586,427円の減(9.4%)、差引額では283,147,578円の増(47.2%)

となっている。特別会計では歳入で 133, 177, 950 円の増 (2. 2%)、歳出で 200, 160, 805 円の増 (3. 6%)、差引額では 66, 982, 855 円の減 (13. 4%) となっている。一般会計及び特別会計合計の差引額は 1, 317, 418, 030 円で、前年度と比較すると、216, 164, 723 円の増 (19. 6%) となっている。

(2) 特別会計の各会計別の歳出決算及び前年度との増減の状況は、次の表のとおりである。
(単位：円、%)

特別会計区分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減額	増減率
国民健康保険	2, 293, 199, 712	2, 266, 890, 701	26, 309, 011	1. 2
介護保険	3, 104, 477, 137	2, 928, 965, 790	175, 511, 347	6. 0
後期高齢者医療	273, 423, 198	264, 605, 377	8, 817, 821	3. 5
工業団地造成事業	58, 279, 465	59, 584, 983	△1, 305, 518	△1. 9
住宅用地造成事業	5, 217, 983	14, 379, 396	△9, 161, 413	△124. 1
永井野財産区	152, 172	162, 615	△10, 443	△6. 9
合 計	5, 734, 749, 667	5, 534, 588, 862	200, 160, 805	3. 6

歳出決算額において対前年比で大きな増減のあったものは、介護保険特別会計では介護給付費準備金への積み立てを行ったことなどにより 6. 0%の増、住宅用地造成事業では、前年度にあった土地売却収入がなかったことにより 124. 1%の減となった。

◇会計別指摘事項

1 一般会計

(1) 概要 一般会計の決算状況の推移は、次の表のとおりである。(単位：千円、%)

区 分	令和 5 年度	令和 4 年度	増減額	増減率
歳入総額 A	12, 929, 196	13, 897, 635	△968, 439	△7. 0
歳出総額 B	12, 045, 994	13, 297, 581	△1, 251, 587	△9. 4
歳入歳出差引額(A-B) C	883, 202	600, 054	283, 148	47. 2
翌年度へ繰越すべき財源D	158, 856	46, 608	112, 248	240. 8
実質収支 (C-D) E	724, 346	553, 446	170, 900	—
前年度実質収支 F	553, 446	414, 406	139, 040	—
単年度収支 (E-F) G	170, 900	139, 040	31, 860	—
財政調整基金積立金	247, 873	282, 618	△34, 745	△12. 3
地方債繰上償還額	414, 930	1, 053, 328	△638, 398	△60. 6
積立金取崩し額	563, 789	355, 679	208, 110	58. 5
実質単年度収支	269, 914	1, 119, 307	△849, 393	—
経常収支比率	89. 5	89. 4	0. 1	—

実質収支は 724, 346 千円となり、前年度と比較すると 170, 900 千円の増となっている。

令和５年度実質収支から令和４年度実質収支を差し引いた単年度収支は、前年度より 31,860 千円増加し、170,900 千円の黒字となっている。

実質単年度収支は、単年度収支 170,900 千円に、実質的な黒字要素である財政調整基金積立金 247,873 千円及び繰上償還金 414,930 千円を加え、積立金取崩し額 563,789 千円を差し引いた 269,914 千円となっている。

翌年度へ繰越すべき財源 158,856 千円は、林道整備維持管理事業、義務教育施設等整備事業等の繰越明許費等である。

(2) 歳入

令和５年度一般会計の歳入決算状況は、次の表のとおりである。(単位：円、%)

区 分	令和５年度	令和４年度	増減額	増減率
予算額 A	13,045,025,562	14,195,479,700	△1,150,454,138	△8.1
調定額 B	12,974,611,967	13,946,982,931	△972,370,964	△7.0
収入済額 C	12,929,196,557	13,897,635,406	△968,438,849	△7.0
不納欠損額	13,828,833	3,842,357	9,986,476	359.9
収入未済額	31,586,577	45,505,168	△13,918,591	△30.6
執行率 C/A	99.1	97.9		—
収入率 C/B	99.6	99.6		—

歳入決算状況では、不納欠損額が 13,828,833 円（前年度比 359.9%増）で、これは納税義務者死亡後の相続人不存在や倒産・破産・解散等となった法人など、徴収することができないことが明らかとなった債権について、地方税法に基づき、即時欠損を含めた不納欠損処分を行ったものであり、その大部分が町民税と固定資産税で占められている。収入未済額は 31,586,577 円（前年度比 30.6%減）となっており、収入率は 99.6%であった。

収入済額の主なものの構成比は、町税 13.1%（前年度 12.2%）、地方交付税 41.7%（前年度 38.0%）、国県支出金 15.9%（前年度 19.4%）、繰入金 7.1%（前年度 11.6%）、繰越金 4.6%（前年度 3.4%）、町債 9.5%（前年度 7.2%）となっている。

前年度と比較して歳入が大きく減少した理由としては、新型コロナワクチンに係る国庫支出金や国営会津宮川土地改良事業繰上償還に係る繰入金が減額となったためである。

自主財源と依存財源の構成比率をみると、自主財源は 27.9%で前年度 30.8%を 2.9 ポイント下回り、依存財源は 72.1%で前年度 69.2%を 2.9 ポイント上回っている。

(3) 歳出

令和５年度一般会計の歳出決算状況は、次の表のとおりである。(単位：円、%)

区 分	令和５年度	令和４年度	増減額	増減率
予算額 A	13,045,025,562	14,195,479,700	△1,150,454,138	△8.1
支出済額 B	12,045,994,097	13,297,580,524	△1,251,586,427	△9.4
翌年度繰越額	498,873,145	416,681,562	82,191,583	19.7

不用額	500, 158, 320	481, 217, 614	18, 940, 706	3. 9
執行率 B／A	92. 3	93. 7	△1. 4	－

歳出の執行率は 92. 3%と前年度執行率 93. 7%を 1. 4 ポイント下回っている。

性質別歳出の状況を前年度と比較すると、増となった主なものは、扶助費78, 975千円の増、繰出金35, 952千円の増である。減となった主なものは、公債費751, 061千円の減、物件費201, 827千円の減である。

(4) 一般会計まとめ

一般会計の収支をみると、歳入歳出差引額、実質収支は前年度を上回り、単年度収支も前年度から 31, 860 千円増加し、170, 900 千円の黒字となっている。

財政の硬直を推し量る指標である経常収支比率は、前年度より 0. 1 ポイント上がり 89. 5%となった。これは物価高騰に伴う維持修繕費や人件費、公費負担の増加による特別会計への繰出金等が増加したことなどが主な要因として上げられるが、この傾向は今後も続くことが予想される。さらに、今後、広域圏整備組合におけるごみ焼却施設整備事業等の大型事業等に伴う財政負担も増加することが見込まれるため、財政の硬直化を招かないよう財政運営に引き続き努めていただきたい。

実質公債費比率は単年度が 3. 0%と前年度を 1. 6 ポイント下回り、3 カ年平均では 4. 3%と好転している。引き続き長期財政計画に基づいた健全な財政運営に努められたい。

将来負担比率は、前年度に引き続き、将来負担額が充当可能額を下回ったため算定されなかった。地方債の現在高、充当可能基金、基準財政需要額算入見込額は前年比減となった。

町税、負担金、使用料、諸収入の収入未済額は前年度より 13, 919 千円減少し、不納欠損額は、前年度と比較し 9, 986 千円増加した。収入未済額及び不納欠損額の縮減は、納税者である町民の負担の公平性、更には歳入の確保の観点から厳正に対処すべき課題である。引き続き収納対策本部のさらなる機能強化を図り、収入確保に向けた取り組みの推進に努められたい。

2 国民健康保険特別会計

歳入総額	2, 391, 285, 309 円
歳出総額	2, 293, 199, 712 円
差 引 額	98, 085, 597 円

調定額に対する保険税（後期高齢者支援金、介護納付金含む）の収入率は 91. 1%（前年度 88. 7%）となった。現年度分、滞納繰越分に区分すると、現年度分 96. 9%（前年度 96. 9%）、滞納繰越分 39. 9%（前年度 36. 5%）となっており、ここ数年収納率の着実な向上が見られる。

不納欠損額は 844, 665 円（前年度 5, 658, 836 円）で、前年度に比べ 4, 814, 171 円の減、保険税に係る収入未済額は、34, 812, 488 円（前年度 41, 438, 047 円）で、前年

度に比べ 6,625,559 円の減となっている。不納欠損処分については、関係法令に基づき適正に処理されているものと認められた。

保険給付費は、1,659,387,883 円（前年度 1,603,352,420 円）で、前年度に比べ 56,035,463 円の増となっている。医療機関の適正受診を促すとともに、各種健診の受診率や特定保健指導の実施率を向上させながら、生活習慣病の発症・重症化を予防し、町民の健康増進及び医療費の適正化に努められたい。

3 介護保険特別会計

歳入総額	3,439,128,646 円
歳出総額	3,104,477,137 円
差 引 額	334,651,509 円

調定額に対する保険料の収入率は 99.8%（前年度 99.8%）で、滞納繰越分は 46.0%（前年度 43.3%）となっている。

不納欠損額は 167,067 円（前年度 533,680 円）で、前年度に比べ 366,613 円の減、収入未済額については、2,515,851 円（前年度 3,333,362 円）で、前年度に比べ 817,511 円の減となっている。引き続き不納欠損額及び収入未済額の解消に努められたい。

令和 5 年度においては、200,007,615 円を介護保険給付費準備金へ積み立てるなど、後年度における介護保険事業の安定のための取り組みを行っているところであるが、引き続き介護保険事業計画に基づいた介護予防事業の強化及び保健事業との連携を図り介護保険事業の安定的運営に努められたい。

4 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	274,711,364 円
歳出総額	273,423,198 円
差 引 額	1,288,166 円

調定額に対する保険料の収入率は、99.9%（前年度 100%）で、滞納繰越分は 79.2%（前年度 45.9%）となっている。

不納欠損額は、9,300 円（前年度 197,900 円）で、前年度に比べ 188,600 円の減、収入未済額は、170,177 円（前年度 119,077 円）で、前年度に比べ 51,100 円の増となっているが、引き続き不納欠損額及び収入未済額の解消に努められたい。

5 工業団地造成事業特別会計

歳入総額	58,279,465 円
歳出総額	58,279,465 円
差 引 額	0 円

予算の執行は適正で、計数的にも正確と認める。令和5年度においては、残り1区画であった用地売却により45,000,000円が計上された。

6 住宅用地造成事業特別会計

歳入総額	5,383,402 円
歳出総額	5,217,983 円
差引額	165,419 円

予算の執行は適正で、計数的にも正確と認める。令和5年度については、販売実績がなかったことから、引き続き不動産関係者等との連携を強化し、販売の促進に努められたい。

7 水道事業会計

収益的	収入	476,497,185 円
	支出	415,691,474 円
資本的	収入	159,037,525 円
	支出	305,059,033 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額146,021,508円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,484,820円、過年度分損益勘定留保資金132,536,688円で補填した。

不納欠損額は、150,500円（前年度85,013円）で、前年度に比べ65,487円の増となっている。当年度純利益は48,964,824円となり、当年度未処分利益剰余金は362,257,600円となった。

給水戸数は前年度比267戸減少し6,022戸、給水人口は前年度比628人減少して15,921人であり、年間総配水量は、前年度比12,925m³減少の2,062,389m³となった。有収水量は前年度と比較し36,529m³減少し、結果、有収率が70.75%（前年度72.07%）にまで減少となった。工事費や動力費等の物価高騰、営業費用は年々増加する傾向にあるが、施設の維持管理と併せ老朽管更新事業は継続して取り組むべき重点課題である。今後とも経営の効率化を図りつつ、安定経営と給水サービスの向上に務められたい。

8 下水道事業会計

収益的	収入	621,404,337 円
	支出	619,921,819 円
資本的	収入	200,339,300 円
	支出	347,590,387 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額147,251,087円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,069,724円、過年度分損益勘定留保資金93,649,302円、当年度分損益勘定留保資金50,532,061円で補填した。

令和５年度においては、大規模修繕により当期純利益は０円（前年度 6,519,065 円）となった。公共下水道使用料の不能欠損額については、174,780 円（前年度 18,874 円）、前年度に比べ 155,906 円の増となった。今後、収益の柱である料金収入の減少や施設・設備への投資など経営環境は厳しくなることが予想されるが、接続率の向上に引き続き取り組むとともに、経営の更なる効率化と安定経営に努められたい。

９ 永井野財産区特別会計

歳入総額	177,051 円
歳出総額	152,172 円
差 引 額	24,789 円

予算の運用は概ね適正であり、計数的にも正確と認める。

１０ 実質収支に関する調書

各会計とも計数的に正確であると認める。

１１ 財産に関する調書

貸付基金を除く基金は、総額 254,059 千円が取り崩しされ、年度末残高は 8,383,672 千円となった。引き続き、設置目的に従って、適正かつ効率的な運用管理を行われたい。

１２ 現地審査

高田体育館大規模改修工事及び町道 12009 号線の用地買収状況等について現地審査を行った。高田体育館大規模改修工事については、予定より工事が進捗していることが確認され、町道 12009 号線については予定通り進捗していることが確認できた。引き続き安全に工事が施工されるよう取り組んでもらいたい。

１３ 職員の労務管理及び研修

（１） 時間外勤務

時間外勤務総時間が令和４年度と比較して 16%減の 20,529 時間であったが、特定の職員に偏っている職場が見受けられた。また労働基準法で定める限度基準を上回っている職員も複数名いるため、引き続き適正な労務管理に努められたい。

（２） 有給休暇等の取得状況

夏季休暇については、全職員が取得したとのことであったが、有給休暇を取得

できている職員とほぼ取得できていない職員がおり、全体的に取得率は低い傾向にある。国による働き方改革の方針、特定事業主行動計画に基づき、主管課が主体的となり取得率の向上に務められたい。

(3) 健康診断受診等の受診状況

職員の健康診断については、会計年度任用職員を含めて、ほぼ全職員が受診しているが、要再検査者の受診の督促にも務められたい。

(4) 職員研修

職員の研修については、職員研修計画に基づき、職場外研修 35 件(延べ 91 名)、職場研修 11 件(延べ 715 名)、自主研修 2 件(延べ 11 名)、派遣研修 1 件(延べ 1 名)の合計 49 件(延べ 831 名)を実施した。

人材の育成と職員の事務能力の向上は、多様化する行政課題の解決に向け、常に繰り返し取り組んでいかなければならないものであり、さらなる充実を図られたい。

1.4 その他

(1) 委託料等の支払いに係る不適切な事務処理について

令和 5 年度の委託契約及び修繕業務において、既に業務が完了し、完了届が提出されているにもかかわらず、履行の確認や支払い事務を怠ることにより、相当期間に渡り支払いが遅れる事案が発生した。

履行の確認(検査)については、3 月 31 日までに行わなければ当該年度の支出としてはならないものであるにもかかわらず、検査日を遡り、令和 5 年度の支出としたものであり、極めて不適切な事務と言わざるを得ない。

支払い事務については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に準じた取り扱いをすることとされており、履行の確認後速やかに支払い手続きを行うこととされている。

また、契約に係る給付が完了したときは、関係書類に基づき、その内容について検査を行い、検査調書を作成しなければならないと定められている。

しかしながら、委託契約業務について 13 件 1,017,369 円、修繕業務について 2 件 381,177 円、計 15 件 1,398,546 円の業務において、履行の確認(検査)と支払い手続きが大きく遅れたことが確認された。

今回の事案については、当初、対面監査において、所管課より支払い手続きが遅れるに至った経緯等についての説明と文書での発生理由や改善策について回答を得たところであるが、その後説明内容の不明な点等について追加の調査を行い事案の詳細が判明したものである。

追加の調査において判明した主な問題点は、①業務が既に完了しているにもかかわらず、出納整理期間の 4 月、5 月になって初めて検査を行い、最長 8 ヶ月遅れ

で検査日を遡った検査調書を作成したこと。②業務完了届と同時に提出されていた日付のない請求書に、職員が月日を記入して、支払い手続き等を行うなど、相手方に対する信頼の低下と経済的な負担を負わせたことである。

このような事態になったことについては、担当職員の業務多忙と管理職による指導が行き届かなかったということを理由として述べているが、組織としての危機意識が欠如し業務の執行管理ができていなかったと言わざるを得ない。支払い件数の多さからも、町の業務執行に対する信頼が損なわれる事態となりかねない。

今後このような事例を二度と起こさないよう、職員の関係法令の遵守、適正な事務処理が行えるような資質の向上、管理・監督者による組織マネジメント力の強化等に努めることにより、行政に対する信頼の確保に努めていただきたい。

(2) 財産処分(売却)に係る適正な事務の執行について

「新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴」の民間譲渡に伴う令和5年度の売買事務手続きについては、売買契約に基づき、令和5年4月1日に行政財産から普通財産への切り替えが行われ、令和5年4月3日には売買代金4,000,000円の収納についての調定と、納入通知書の発行が行われ、買受人より即日全額納付が確認された。

これにより同日付で所有権の移転と物件の引き渡しが行われ、所有権移転の登記申請手続きがなされ、令和5年4月13日には登記が完了した。

またその財産の処分を受け、財産台帳の整理記録が行われ、一連の事務手続きが終了したところである。

しかしながら、後日、買い戻し特約における売買代金について誤りのあることが指摘され、令和5年10月27日に更正登記が完了するに至ったものである。

このことについては令和5年度の定期監査においても指摘しており、事務担当者が確認業務を失念していたことに起因するものであるが、組織全体の問題として捉え、適正な事務の執行に取り組まれない。